

平成 27 年 6 月 9 日

お客様各位

「記名式自己宛小切手による振り込め詐欺防止策」の実施について

興産信用金庫では、振り込め詐欺を防止することを目的に、多額の現金をお引き出しする際に、現金に替えて「記名式自己宛小切手」のご利用をお勧めしております。

振り込め詐欺等の特殊詐欺では、金融機関で引き出した現金が直ちに犯人に手渡されている現状を踏まえ、お客様から多額の現金のお引き出しのご依頼を受けた場合には、お使いみちを確認させていただき、チェックシートでの確認をさせていただき、「記名式自己宛小切手」のご利用をお勧めさせていただく場合や、警察署に連絡のうえでのご対応とさせていただく場合がありますので、お客様のご理解とご協力をお願いいたします。

本対策による、「記名式自己宛小切手」は、手数料無料にて発行させていただきます。

「記名式自己宛小切手」をお薦めする理由

- ① 「記名式自己宛小切手」とは、お客様から預かった金額で、興産信用金庫が発行する受取人指定の小切手です。興産信用金庫が支払人となるため、受け取られた方も安心してご利用できます。
- ② 小切手を受け取られた方が取引先の金融機関の口座に入金するよう取立依頼をする必要があるため、支払相手を特定できる可能性があることから、万一、詐欺にあっても被害防止と犯人逮捕につながります。
- ③ 記名式自己宛小切手は、紛失や盗難にあった場合でも、現金に比べて被害を防止できる可能性があります。
- ④ 小切手に支払う相手を記載していただくことにより、不正に小切手を拾得した第三者に現金化されることを防ぐ効果が期待できます。

興産信用金庫